

広島地方裁判所委員会（第29回）議事概要

第1 開催日時

平成26年2月20日（木）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 太田雅也，大段亨，川上陽子，坂本順彦，澤井誠，寺田英子，
豊田秀三，中川絵理，風呂橋誠，宮田俊範，山根多美子
（敬称略 五十音順）

[説明者] 福原広島簡裁司法行政事務掌理裁判官，西藤広島簡裁庶務課長，
岡田刑事次席書記官，山本総務課長，島津人事課課長補佐

[事務担当者] 藤井民事首席書記官，豊岡民事次席書記官，
三津川刑事首席書記官，清山事務局長，奥田事務局次長，
別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 説明者）

1 委員の交替（退任委員，新任委員の紹介）

平成26年2月12日付け退任の北村浩司委員，平成25年8月1日付け
新任の中川絵理委員，平成26年2月12日付け新任の宮田俊範委員の紹介
があった。

2 前回委員会が出された質問に対する回答

別紙第1のとおり

3 議事「民事調停手続について」

模擬調停の後，意見交換が行われた（模擬調停の事件の概要は別紙第2の
とおり，意見交換の概要は別紙第3のとおり）。

4 次回期日及びテーマ等について

平成26年7月4日（金）午後3時とすることとし，テーマ等について意見
交換が行われた（意見交換の概要は別紙第4のとおり）。

(別紙第1)

【裁判員の選任手続における欠席者の割合について】

裁判員選任手続の1件当たりの欠席者数は、平成21年から平成25年まで2.8人、1.7人、3.2人、4.4人、4.0人と推移している。呼出状を受け取った裁判員候補者のうち、呼出取消がされていない候補者(裁判所に来ていただく必要がある候補者)に対する欠席者の割合は、平成21年から平成25年まで7.4パーセント、5.3パーセント、9.6パーセント、12.4パーセント、12.4パーセントと推移しており、これらを平均すると欠席率は10.1パーセントである。

以 上

(別紙第2)

申立人が、相手方に対し、交通事故の損害賠償として10万5000円の支払を求めた調停

- 1 申立人は、平成25年7月25日午後2時40分ころ、普通乗用自動車を運転中、広島市中区 町4番15号 商店前の信号機のない交差点で、相手方運転の普通乗用自動車と出会い頭に衝突した。
- 2 事故現場は、制限速度が双方の道路とも時速30キロメートルである。申立人は、道路幅が10メートルの道路を走行しており、相手方は、一時停止の標識のある道路幅が3メートルの道路を走行していた。
- 3 申立人は、時速40キロメートルくらいで運転をしており、片手で携帯電話を持っていた。相手方は、一時停止することなく、申立人走行の道路に進入した。
- 4 本件事故による損害は、物的損害のみで、申立人の損害は10万5000円、相手方の損害は7万5000円である。

以上

(別紙第3)

調停は、調停委員が当事者双方から同時に話を聞き、その間を取り持つ程度のものだと思っていたが、申立人と相手方、別々に話を聞いて冷静に対応している様子に驚いた。調停がこのような形で行われているということは一般的にほとんど知られていないと思うので、裁判の前に調停できちんと決着が付けられるということをもっと周知した方がよいと感じた。

模擬調停では当事者が自己申告ベースで話していたが、第三者が証言するわけでもないのに、実際の調停でもこのようにとんとん拍子に話が進むのか。

実際の調停は、このようにスムーズに進むことはあまりなく、特に、交通事故の損害賠償請求で、事故態様について双方の認識が大きく食い違っているときは、双方そう簡単には折れないというのが実情である。調停委員会としては解決案をうまくすり合わせていくところが一番の課題で、事件ごとにテーマを持って臨んでいるところである。

交通事故の損害賠償は、保険会社の担当者同士で話をして解決するケースも多く、調停や訴訟に至るケースはそこで解決できなかった難しい事案が多い。

調停は、平均何回くらい行われるのか。

平均の回数のデータは取っていないが、早いものでは1回で成立するケースもあるし、長いものでは10回を超えるものもある。交通事故の調停に限って言うと、数回、期日を重ねるのが通常のパターンで、私が担当した事件では、大体、成立するケースで3回くらい、不成立のケースでも3回か4回という感じである。

調停は、土日も行っているのか。

土日は、裁判所の閉庁日なので実施していない。

模擬調停では、相手方が子育て中の女性であったことから調停委員は男性と女性の組合せにしたのだと思うが、実際の調停でも事案に応じた調停委員を選んでいるのか。

実際の調停も当事者が男性と女性という場合には、調停委員も男性と女性の組合せにしている。

模擬調停では、専門的知識を持っているのはどちらの調停委員の設定だったのか。調停委員の一人は、法的に意味のある事実を取り出すということに焦点を当

てて質問をしている。一方、もう一人の調停委員は、どちらかというところ、背景事情のようなものに振り回されている部分があり、調停の本質から外れ気味の感じがしたが、そのように設定していたのか。

模擬調停では、事故態様に大きな争いがないので、専門的知識を持った調停委員を選任する設定にはしていない。事故態様等に争いがある事案であれば、アジャスターなどの自動車事故の専門的知識を有する調停委員や損保会社で示談交渉の経験のある調停委員を選任している。

調停の場では、法律的な観点で事案を整理してもらおうということも重要だが、感情的な争いの部分もあるので、そこを公平中立な第三者に話を聞いてもらい、自分の言っていることに共感してもらうだけでも、心が軽くなるようなところもある。そのように心情にも配慮してもらい、話を聞いてもらえれば、少しは感情も治まって譲歩しようという気持ちになるのではないかと。

信号機のない交差点の中での出会い頭の衝突事故というのは過失相殺の典型的な事例で、過失割合が7対3であることは自動車運転教本に説明されているので、運転免許を持っている人であれば常識的に知っているのではないかと。それなのに、どうして申立人は損害額の全額を相手方に支払ってほしいという申立てをしたのか。しかも、申立人があっさり自分が不利になる調停案を受け入れているということも理解できなかった。

実際に事件を担当する者の感覚としては、本件のように、自分が幅員10メートルの道路で、相手が幅員3メートルの道路で一時停止の標識もあるのに一時停止していない事案では、むしろ自分は全然悪くない、一方的に相手が悪いという思いを持つ人の方が多い。

裁判官としては、道路交通法ではあなたにも注意義務違反があり、100対0というわけではなく、大体このくらいの過失割合になりますよと説得することが普通である。

専門的な調停委員にはどのような方がいるのか。

多様な調停事件に対応するため、調停委員には、弁護士、医師、不動産鑑定士、一級建築士、司法書士など専門的知識を持った方を選任している。

調停には、交通事故や離婚などいろいろあるが、その割合を教えてください

い。

離婚調停は家庭裁判所が扱うので、ここでは、簡易裁判所で扱う交通事故などの一般調停の割合について説明する。

広島簡易裁判所では、平成25年の一般調停事件は、債務弁済協定が60件、損害賠償請求が44件、不当利得返還請求が16件、慰謝料請求が6件、その他、敷金返還請求や原状回復請求などが数件ずつある。債務弁済協定のうち、交通事故の関係は7件ある。損害賠償請求の中には、医療過誤や騒音被害、近隣関係の紛争などがあり、そのうち交通事故によるものは4件である。慰謝料請求は不貞行為によるものが多い。

訴訟の途中で、訴訟では解決できないとして調停手続に移ることがあるのか。

訴訟の過程で調停の手続に付することを付調停というが、付調停としてよくあるケースは、主たる債務者と保証人が一緒に訴えられており、基本的に事実関係に争いがなく、債務者らは連帯して分割で支払う内容の和解を希望しているが、保証人は遠方に住んでいて体調も悪いなどの理由で裁判所に来ることができないというものなどである。基本的に、裁判所に出頭しないと和解では手続を進めることができないので、このような場合、裁判所で手続を調停に付して、和解条項と同じ内容で調停に代わる決定をしている。

調停に代わる決定は、当事者の意思を尊重しなければならないので、裁判所として相当性があると判断できる場合に行うことができるが、その目安としては、当事者双方の意見が大筋では一致しているが、わずかな相違で合意に至らないケース、当事者の一方が遠方など何らかの理由で出頭できないケース等が考えられる。この決定に対して当事者は内容に不服があれば異議を出すことができ、異議が出ると、その決定は遡及的に効力を失う。

事件の動向としては、平成25年中に全国の簡易裁判所で終了した調停事件が4万3,000件弱あるが、そのうち調停に代わる決定で終了した事件が1万件弱、全体で言えば二十二、三パーセントを占めている。そのうち異議の申立てがあったのは1パーセント程度である。広島簡裁について言えば、昨年調停に代わる決定をしたものが105件ほどあるが、異議の申立てはなかった。

家裁の事案かもしれないが、調停が成立し、養育費を最初は支払ったものの、

その後全然支払わないケースがある。このような場合、どのようなフォローがなされているのか。

家裁では、通常、債権者から履行勧告の申出がされると、履行状況を調査した上、債務者に対し履行の勧告をする手続がある。ただ、履行勧告では、なかなか履行されない場合もあるので、その場合、調停調書に基づいて強制執行するという方法がある。債務者がサラリーマンの場合、給与の差押えをすることが多いが、難しい場合が多いので、ケースバイケースではあるが、再度、調停を申し立てていただき、もう一度調停の場で債務者と話し合いをすることもある。

では、今回の模擬調停で、相手方が3月31日までに支払うことになったが、支払わなかった場合、改めて申立人が裁判所に履行勧告の申出をしなければいけないのか。

模擬調停のように簡裁や地裁で成立したものは、履行勧告の申出はできないので、支払がない場合、申立人が調停調書に基づいて執行の申立てをし、不動産、動産、預貯金、給料などの差押えをすることになる。

強制執行は、債務者にどのような財産があるかを債権者が調べなければならない。例えば、給料の差押えであれば勤務先、預貯金の差押えであればどこに口座を持っているかということ調べなければならず、実際問題として、これが大変だと思う。しかも、給料は債務者保護の見地から4分の3は差押えができない。判決や和解が成立すれば自動的に支払ってもらえると誤解されている方が大変多いが、残念ながらそうではない。和解の場合、判決よりはいくらかでも任意に履行してもらえる期待が高いため、裁判官は和解を勧めている。

ドイツでは、罰金の労役場留置と同様、強制的に拘束して金を支払わせるという強烈な手段を持っているが、日本はそういう方式をとっていないので、日本の民事裁判の判決の効力というのは、刑事裁判の罰金刑などに比べると極めて弱いというのが実情である。

模擬調停では、調停主任裁判官が途中で退席して調停委員だけで話を聞いていた。一般の当事者は、裁判官も含めて3人で話を聞いてくれるものだと思っていたところ、裁判官は最初に挨拶だけをして退席し、その後は民間の方が話を聞いて、最後に話がまとまったときだけ、また出てくるというのが一般の人の感覚で

ある。

もちろん、裁判所としては、きちんと調停委員会で評議しているので大丈夫ということであろうが、一般の人では、裁判官は忙しいからという説明だけでは納得できないところがある。家裁の裁判官がすごく事件を掛け持ちしているというのはよく分かるが、簡裁の裁判官の場合、同じ日にどれぐらいの事件を一人の裁判官が掛け持ちをしているのか。

原因はいろいろあるが、確かに、裁判官が全部の事件に立ち会うことができているという実情はある。

私が1日に指定している事件は大体3件から5件である。最近では、事実関係に争いがある事件については、裁判官が終始立ち会って事情を聞いているが、その場合、裁判官が一人で担当できる事件は、午前中1件、午後2件くらいが限度であるため、1日3件くらいの指定に留まっている。

ただ、どうしても、その日でないと当事者の都合が付かないという場合もあり、その場合はプラスアルファで2件くらい入れざるを得ない。そのような場合には、「調停委員の方は民間の方で皆さん方と同じ目線でお話を聞かせていただき、状況は逐一調停委員から報告を受けており、もし何かあったら、すぐ私も調停に入る。」という説明をさせていただいた上で、途中退席するということもある。

調停は、どれぐらい調停運営の必要性が濃いのか薄いのかでいくつかのタイプに分けられると思う。一つ目は、事実関係自体がはっきりしないタイプで例えば請負契約があったかなかったかなど事実関係自体を調べなければならないタイプのもの、二つ目が、根拠や事実の評価が割れているケースで比較的、関与の度合いが小さくて済むようなタイプ、三つ目が、履行義務があることは争いがないが、具体的な金額やその支払方法に調整が必要なタイプ、四つ目が、感情のもつれのような感情が絡む一番厄介なケースで、大きく分ければ四つのタイプに分かれており、今日の模擬調停は二つ目の比較的明快なケースで、調停委員会の関与の度合いも薄く裁判官の登場も余り必要なく解決できるタイプだったと感じたが、そのような理解でよろしいか。

裁判所では、調停の紛争解決機能の強化する取組をしており、委員の御指摘のとおり、調停事件を四つのタイプに分けて考えたらどうかという提案がなされ、

これらのタイプに応じて、調停主任裁判官の関わり方を検討している。

模擬調停では、最後に過失割合のプラスマイナス5パーセントまでを視野に入れて説得するという話になったが、この5パーセントの根拠は何か。申立人も相手方も車が使えなくなったことによって、タクシーや電車に乗ったとか、自転車で子供を送迎したとか、何らかの費用が発生していると思うが、その費用は金額として出すことができるので、5パーセントという数値を出す必要がないのではないか。

模擬調停の申立人は、単に減速していないのみならず、制限速度を時速10キロメートル超過し、かつ携帯電話を手に持って運転している。このような場合、通常は10パーセントぐらいまでの範囲で申立人の過失割合を加算して、相手方の過失割合を減算するということも可能である。ただ、一般的な人の運転感覚は、道路交通法36条4項の交差道路の注意義務は全く念頭になく、双方、交差道路から来る車には注意せず、平気で制限速度10キロオーバーぐらいで走行している。そうすると、模擬調停の相手方の運転態度が必ずしも大きくおかしいとも言えないとなるので、10パーセントまで加算するのはどうか、そうすると5パーセントぐらいの修正に留めようかということになる。線引きの問題だと思う。数値は色々な事情を考慮して決めるので、5パーセントの修正に留めて35対65にしたことは法的にみておかしくはない。

このように道路交通法で行為規範がかなり明確化されている件は、比較的基準が立てやすいが、駐車場の出会い頭の事故などは、そもそも道路交通法上の行為規範が明確化されていないため、まさに社会通念で決めなければならない、法的な基準に照らしてどうかということが立てにくいケースは多々ある。

調停委員会が示した案に応じるかどうかは、当事者がいろいろと考えるところかと思うが、模擬調停の申立人は、これから先、訴訟をすることになった場合の負担も考慮して、調停委員会の調停案を受け入れたのではないか。

そのとおりで、何千円かの違いで調停を不成立にして裁判をしても、その手間や会社を休んで裁判所に来ることを考えたら、落ち着きどころ、歩み寄るべきところかなと申立人は思ったのではないか。

道路交通法が平成16年か17年に変わり、携帯電話の規制がすごく厳しくな

った。申立人が携帯電話を持って探っていたとなると、もっと厳しくしてもよいのではないか。

目安は7対3であっても、裁判官によっては、6対4という場合もあるので、後は裁量で調停委員会の中でどう話し合っていくかになる。

事故が起きた際に、携帯電話で通話していたり、飲酒運転をしていたということは、社会的に見て非常に大きな要素で、より厳しく見る典型ではないかと思うが、そのような社会の流れのようなものを調停や裁判でどのくらい考慮しているのか。

基本的に交通事故では、道路交通法が行為規範になるので、それに準拠して、色々な要素を考慮しながら考えることになる。裁判官は、日々悩みながらも、5パーセントの違いで合意に至らず判決して、任意の履行がなされず強制執行してもということで、和解を勧めているのが実情で、そこが、まさに柔軟なところである。それから、当事者の思いを聞くと感情的なところがあり、どうしてもこだわりがあって、言いたいことがあるので、それを裁判所が聞くと和解が成立することもある。なかなか納得いただけなくて日々苦労はするが、調停という手続で、いろいろ話を聞くことは意味があることではないか。

急に7対3という過失割合の基準値がぼんと出てきた。この基準は判例の積み重ねであり、調停の中では、ある程度、明示されていると思うが、当事者双方は、全額を支払ってほしいと言っているのに、突然、過失割合というのは違和感がある。実際は、その過失割合を飲み込むまでの話し合いの方が大変なのではないか。

交通事故の過失割合は何十年來、裁判で積み重ねてきており、東京地裁で交通事件を専門に処理している民事第27部が過失割合の基準を出しており、これが実務のベースになっている。具体的な事件の解決の妥当性が判決にも求められているので、そういった積み重ねが社会の流れに応じて変わっていけば、この過失割合の基準も変わっていくかもしれないが、今の段階では裁判官の常識や調停委員会の良識を反映させ過失割合を示しているのではないか。

調停について知りたいと思った人が、インターネットを使って情報を入手することができるようになってきているのか。広島地裁のウェブサイトで、検索エンジンに「調停」と入れてクリックすると、あらゆる議事録が出てくる。その中で調停

のポータルサイトを探そうとしても、3回のクリックではとてもたどり着けない状態なのでそこを改善していただけないだろうか。

申立人が調停を申し立てた後、相手方に対して裁判所は、模擬調停の際に頂いた「照会書（回答書）」という文書を送付するのではないかと思うが、それだけでは調停がどのようにして進められるのかが分かってもらえないと思うので、裁判所がどのような文書を送付しているのか教えていただきたい。

裁判所では、申立書を受け付けた後、その申立書のコピーと調停の期日の呼出状を相手方に送る。その際、「調停は、あくまでも話し合いによって紛争を解決する手続なので、裁判所に来ていただいて事情を話してはどうでしょうか。来られる前に、申立書に対するあなたの言い分や感情を同封している『照会書（回答書）』に書いて送り返していただけないでしょうか。」と記載した書類を送っている。相手方から出された「照会書（回答書）」は、申立人に見せてほしくないという意思が本人から示された場合には、申立人には送付しないという運用をしている。

最高裁が設けているホームページの中に、広島地裁のホームページがあるが、御指摘を踏まえ、地裁で工夫できるところは改善していきたい。

以 上

(別紙第 4)

次回は、裁判員裁判を取り上げる予定にしているが、具体的にどのような内容を取り上げてほしいという御要望等があれば伺いたい。

最近、裁判員の方の受ける心理的なダメージが非常に大きいということで、PTSDのような問題が出てきていると思う。これまでの状況、裁判所が対応した事例や対応方針について伺いたい。

裁判員に選ばれると義務だということで、どちらかというとな非常に重いことが裁判所のホームページなどには書いてあるが、それでは裁判員になりたくないと思うのがごく普通の人の気持ちだと思う。裁判員は、義務であると同時に権利であるということを広報で訴えてはどうか。裁判員を経験することはあなた方にとって新たな地平線が開けたのよ、という形での広報の仕方があれば、より理解も深まるのではないかと思う。広報戦略に軸足を置いた説明もお願いしたい。

裁判員制度を導入したことによって、求刑よりも若干刑が重くなっている傾向があるという記事を読んだ記憶があるが、裁判所として、裁判員制度をどう評価しているのかを伺いたい。

先日、裁判員裁判を傍聴したところ、裁判長が本当に分かりやすく判決の後の理由を説明され、こんなに分かりやすいのかと実感した。裁判員裁判を実施することによって、裁判官や裁判所自体がどのように変わったのか伺いたい。

いただいた御要望等を踏まえ、次回の具体的な内容を検討していきたい。

以 上